保険·年金 フォ*ー*カス

EUソルベンシー II におけるLTG 措置 等の適用状況とその影響(1) -EIOPA の 2018 年報告書の概要報告-

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1―はじめに

EIOPA(欧州保険年金監督局)は、2018 年 12 月 18 日に、「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2018 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2018)」(以下、「今回の報告書」という)を公表¹した。この報告書は、2016 年 12 月 26 日に公表された「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2016 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2016)」、2017 年 12 月 21 日に、「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2017 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2017)」(以下、「前回までの報告書」等という)に続く、3回目の報告書である。これらの報告書を通じて、EU(欧州連合)のソルベンシーIIにおける長期保証(Long-Term Guarantees: LTG) 措置及び株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財務状況等に及ぼす影響が明らかにされている。

前回までの報告書については、これまでも 2017 年 1 月及び 2018 年 1 月から 2 月にかけて、それぞれ 4 回及び 5 回のレポート(以下、「前回までの報告書のレポート」という)で報告した。今回は、そのレポートの更新という意味合いで、EIOPA の今回の報告書に基づいて、ソルベンシー II における欧州保険会社の LTG 措置や株式リスク措置の実態について、その概要を報告する。

2―今回の「長期保証措置及び株式リスク措置に関する報告書」について

1 | 今回の報告書の位置付け

ソルベンシー II 指令では、LTG 措置と株式リスク措置のレビューを 2021 年 1 月 1 日までに行うことを要求している。このレビューの一環として、EIOPA は、LTG 措置と株式リスク措置の適用の影

 $\frac{\text{https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-publishes-its-third-annual-analysis-on-the-use-and-impact-of-long-term-guarantees-measures-and-measures-on-equity-ris.aspx}{\text{publishes-its-third-annual-analysis-on-the-use-and-impact-of-long-term-guarantees-measures-and-measures-on-equity-ris.aspx}}$

https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/2018-12-18%20_LTG%20AnnualReport2018.pdf

¹ News

響について、毎年、欧州議会、理事会、欧州委員会へ報告することが求められている。

今回の報告書は、先に述べたように、2016 年にソルベンシーⅡが導入されて以降の LTG 措置と株式 リスク措置に関する3回目の年次報告書に相当する。

なお、レビュー自体は、以下の3つの要素で構成されている。

- ①EIOPA は、LTG 措置と株式リスク措置の適用の影響について、欧州議会、理事会、欧州委員会に 毎年報告する。
- ②EIOPA は、LTG 措置及び株式リスク措置の適用の評価に関する意見を、欧州委員会に提供する。
- ③EIOPA から提出された意見に基づいて、欧州委員会は LTG 措置と株式リスク措置の影響に関する 報告書を欧州議会と理事会に提出する。この報告書は、必要に応じて立法提案を伴って行われる。

2 | 今回の報告書の構成

今回の報告書は、4つの主要なセクションで構成されている。

最初のセクションでは、LTG 措置と株式リスク措置の見直しの法的背景及びこの報告書に使用され たデータに関する紹介情報を提供し、欧州保険市場の簡単な概要で締めくくっている。

第2のセクションでは、LTG 措置と株式リスク措置が会社の財務状況に与える全体的な影響と、保 険契約者保護への影響、投資への影響、消費者保護及び商品の利用可能性への影響、EU 保険市場に おける競争と公平な市場への影響及び金融安定への影響、をとらえている。

第3のセクションでは、各措置の影響をより詳細に説明している。

第4のセクションは、テーマ別の情報を掲載しているが、今年はリスク管理の側面に焦点を当てて 報告している。

EIOPA は、それまでに提出された年次報告書に基づき、2020年にLTG措置と株式リスク措置の 適用の評価に関する意見を欧州委員会に提出する予定である。

今回のレポートでは、第2のセクションの「(LTG 措置と株式リスク措置の)会社の財務状況への 全体的な影響」を中心に報告する。

3 | 今回の報告書の基礎データ

この報告書に使用されたデータは、2017 年 12 月 31 日の参照日に NSAs(National Supervisory Authorities: 国家監督当局)に保険及び再保険会社によって提出された定量的報告テンプレート (QRT) から取られている。さらに、EIOPAは EEA (欧州経済地域)からのソルベンシーⅡに従う保険及び 再保険会社に対して、 以下の情報を提供する特定依頼を開始した。:

- ・会社の財務状況に対するリスクフリー金利の補外の影響
- ・マッチング調整ポートフォリオにおける債券のデフォールト及び債券の格下げによる損失
- ・欧州の保険商品に関する情報

EIOPA はまた、LTG 措置と株式リスク措置の影響及び措置に関するリスク管理既定の適用に関す る NSAs の経験を確認するためのアンケートも実施している。

3—LTG 措置及び株式リスク措置の概要

まずは、LTG 措置及び株式リスク措置について、その概要を説明する。これについては、前回までの報告 書のレポートで説明しているが、ここで再掲しておく。

ソルベンシーⅡにおいては、景気循環効果を制限して、ソルベンシーⅡの新しい規制枠組みへの円滑 な移行を促進し、特に困難なマクロ経済環境に適応するために必要な時間を会社に提供することを目 的として、①リスクフリー金利の補外、②マッチング調整、③ボラティリティ調整、④リスクフリー 金利の移行措置、⑤技術的準備金に関する移行措置、⑥ソルベンシー資本要件に違反した場合の回復 期間の延長、といった「LTG 措置」2や、⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム、⑧デュレー ションベースの株式リスクサブモジュール、といった「株式リスク措置」が導入されている。

①リスクフリー金利の補外(Extrapolation of the risk-free interest rates: UFR の使用)

技術的準備金を算出する際に使用するリスクフリー金利について、市場データ等が得られない超長 期の値については、補外が必要となる。この補外の手法として、UFR(Ultimate Forward Rate:終 局フォワードレート)を使用する。具体的には、(スポットレートではなく)フォワードレートが終局 的に(外部から定められた)一定の水準に向けて収束するとの前提にたって、超長期の金利水準を決 定する手法であり、この時に設定される終局のフォワードレート水準が UFR となる。

②マッチング調整(Matching Adjustment:MA、以下では、この短縮表現を使用、以下同様)

保険及び再保険会社が、満期まで同様のキャッシュフロー特性を持つ債券又はその他の資産を保有 している場合には、これらの資産のスプレッドが変化するリスクに晒されていない。資産スプレッド の変動が会社の自己資本に影響を与えるのを避けるために、資産スプレッドの変動に応じて、リスク フリーの金利期間構造を調整することが認められている。(再)保険会社は、(損害保険からの年金を 含む)生命保険及び再保険債務を評価する際に、関連するリスクフリー金利期間構造に適合する調整 を適用することができる。

③ボラティリティ調整(Volatility Adjustment: VA)

景気循環的な投資行動を防止する観点から、保険会社は、債券スプレッドのボラティリティの影響 を緩和するために、リスクフリーの金利期間構造を調整することができる。ボラティリティ調整は、 資産の参照ポートフォリオから得られる可能性のある金利と調整のないリスクフリー金利との間のリ スク修正スプレッドの65%に基づいている。

④リスクフリー金利の移行措置(Transitional on the Risk- Free Rate: TRFR)

ソルベンシーⅡの開始後16年間は、(再)保険会社は、リスクフリー金利の移行措置を適用できる。 移行措置の下で、会社は保険及び再保険債務の評価のためのリスクフリー金利への過渡的調整を適用 する。過渡的調整は、ソルベンシー I の割引率とリスクフリー金利との差異に基づいている。ソルベ ンシーⅡの開始時に、過渡的調整はその差の 100%となる。16 年間の移行期間にわたって、過渡的調 整はゼロに直線的に縮小される。移行措置は、ソルベンシーⅡの開始前に締結された契約に起因する

² ここでの LTG 措置には、狭義の LTG 措置と移行措置が含まれている。



保険及び再保険債務のみに適用される。

⑤技術的準備金に関する移行措置(Transitional on the Technical Provision: TTP)

ソルベンシーⅡの開始後16年間は、(再)保険会社は、技術的準備金に関する移行措置を適用する ことができる。この移行措置の下では、保険及び再保険の技術的準備金に対する移行控除が適用され る。移行控除は、ソルベンシーⅠの技術的準備金とソルベンシーⅡの技術的準備金との差異に基づい ている。ソルベンシーⅡの開始時において、過渡的調整はその差額の 100%であり、技術的準備金は ソルベンシー I の技術的準備金と等しい。16年間の移行期間中、移行控除はゼロに減少する。移行措 置は、ソルベンシーⅡの開始前に締結された契約に起因する保険及び再保険義務のみに適用される。

⑥ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長(Extension of the Recovery Period: ERP)

ソルベンシーⅡの下で、(再) 保険会社は SCR (Solvency Capital Requirement: ソルベンシー資 本要件)をカバーする適格自己資本 (Eligible Own Fund) を保有することが要求される。 会社が SCR をカバーしていない場合、NSAは、会社に対して、SCRに準拠していないことを確認してから6ヶ 月以内に、SCR をカバーする適格自己資本の水準を再設定又は SCR への遵守を確実にすべくリスク プロファイルを縮小するために必要な措置を講ずる、ように要求しなければならない。NSA は、必要 に応じて、その期間を3か月延長することができる。さらに、ソルベンシーⅡ指令第138条(4)は、監 督当局が特定の状況下で、SCR 要件の遵守の再設定のための回復期間を、当該指令の第 138 条(2) に定められているように、最大限 7年間までさらに延長することができる、と規定している。

この権限は、市場又は影響を受ける事業部門の重要なシェアを占める保険及び再保険事業に影響を 及ぼす、次に掲げる以上の「例外的な不利な状況」が発生した場合に適用される。

- ・予期せぬ鋭く急激な金融市場の落ち込み
- 持続する低金利環境
- 大きな影響を与えるカタストロフィックなイベント

この ERP は、NSA の要請を受けて、EIOPA が例外的な不利な状況の存在を宣言した後にのみ付 与することができる。ソルベンシーⅡ委任規則第 288 条には、EIOPA が例外的な不利な状況の存在 を評価する際に考慮すべきいくつかの要因と基準が記載されている。 なお、EIOPA は、例外的な不利 な状況が存在するかどうかを判断する前に、ESRB(European Systemic Risk Board:欧州システミ ックリスク理事会)に相談することができる。

⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム (Symmetric Adjustment Mechanism to the Equity Risk Charge / Equity Dampener: ED 又はSA)

金融システムの過度の潜在的な景気循環効果を緩和し、保険及び再保険会社が、金融市場における 維持されない不利な動きの結果として、追加的な資本を増やしたり、投資を売却したりすることを不 当に強要される状況を回避するために、SCR の標準式の市場リスク・モジュールには、株価水準の変 化に関する対称調整メカニズムが含まれている。株式市場が上昇した場合、対称調整はプラス(資本 要件がより高い)となり、株式市場が下落した場合、マイナス(資本要件がより低い)となる。

⑧デュレーションベースの株式リスクサブモジュール (Duration-Based Equity Risk Sub-Module: DBER)

SCR の標準式には、株式市場価格の水準の変動に起因するリスクを捉える株式リスクサブモジュー ルが含まれる。株式リスクサブモジュールは、株式の種類に応じて、株式市場価格が39%又は49% 下落することを想定したリスクシナリオに基づいている。その株式リスクサブモジュールではなく、 株式市場価格の下落を22%と想定するリスクシナリオに基づいて、一定の株式投資に関してデュレー ションベースの株式リスクサブモジュールを使用することができる。デュレーションベースの株式リ スクサブモジュールは、一定の職業上の退職所得支給や退職給付を提供し、特に、会社の負債の平均 デュレーションが平均12年を超え、会社が少なくとも12年間は株式投資を保有することができる、 というさらなる要件を満たす生命保険会社によってのみ適用することができる。

4-LTG 措置及び株式リスク措置の適用要件

上記で述べた LTG 措置及び株式リスク措置の適用要件等は、措置毎に異なっている。これについても前 回までの報告書のレポートで説明しているが、ここで再掲しておく。

1 基本的な適用要件

「①リスクフリー金利の補外」については、全ての会社に強制的に適用される。

「⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム(ED)」は、SCR の株式リスクサブモジュールを 算出するのに標準式を使用(部分内部モデルが株式リスクサブモジュールをカバーしていない場合を 含む) している会社は強制的となる。

これに対して、②~⑤、⑧の MA、VA、TRFR、TTP、DBER は、ソルベンシーⅡ指令や規則に規 定された条件を満たしていることを条件に、会社のオプションとなる。

⑥の ERP については、EIOPA によって例外的な不利な状況下にあると宣言された後に、SCR 要件 に違反する会社のみが適用できる。

従って、今回の EIOPA の報告書における分析は、会社のオプションとして適用される MA、VA、 TRFR、TTP、DBERが中心となっている。

2 | 複数の措置の同時適用時の要件

複数の措置を同時に適用することもできるが、以下のような一定の組み合わせは排除される。

- ・TTP を適用する会社は TRFR を適用できない (TTP と TRFR はいずれか一方のみ)。
- ・TRFR を適用する会社は、同じ(再)保険債務に対して MA は適用できない。
- MAを適用する会社は、同じ(再)保険債務ポートフォリオに対してVAは適用できない。 なお、例えば、異なる保険債務に対して、VAと MAを適用することは排除されない。

5-全体的な状況(各種措置の適用会社数等)

ここでは、各種措置の適用会社数3等の全体的な状況について、報告する。

以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPA の「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2018」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

1 | ソルベンシーⅡの適用状況

欧州保険会社のソルベンシーⅡの適用状況について、その会社の種類別及び SCR 計算の方法別(標準式、部分内部モデル又は完全内部モデル)の状況は、以下の図表の通りとなっている。

EEA の保険市場では、2,912 の保険及び再保険会社がソルベンシーⅡに従って監督されている。この数値は、会社の再編等の影響もあり、2016 年 12 月 31 日のデータと比較して 33 社減少している。従って、以下の文中の前回の報告書との実数の比較においては、この点に留意しておく必要がある。

また、ソルベンシーⅡに基づいて363のグループが監督されている。

図表 ソルベンシー II の会社の種類別及び SCR 計算の方法別の適用状況

| | 標準式 | 部分内部モデル | 完全内部 モデル | 合計 |
|---------|-------|---------|----------|-------|
| 生命保険会社 | 546 | 29 | 21 | 596 |
| 損害保険会社 | 1,541 | 42 | 37 | 1,620 |
| 生損保兼営会社 | 365 | 29 | 8 | 402 |
| 再保険会社 | 274 | 5 | 15 | 294 |
| 合計 | 2,726 | 105 | 81 | 2,912 |

内部モデル適用会社(部分内部モデル適用会社を含む)は、186 社でソルベンシーIIの対象会社全体の6.4%となっている。前回の報告書では、対象会社の6.0%の176社(前々回の報告書では5.5%の169社)であったので、比率及び実数とも毎回増加している。また、内部モデル適用会社の割合は、生命保険会社では8.4%、生損保兼営(グループ)会社でも9.2%、損害保険会社は4.9%、再保険会社は6.8%で、生命保険事業を展開している会社において相対的に高くなっている。

次の表は、ソルベンシー II の対象となる全ての保険及び再保険会社の技術的準備金及び総計上収入保険料(Gross Written Premium)の額の概要を示している。技術的準備金では 9 割以上が生命保険事業となっている。
(単位・十億コーロ)

| | | <u> </u> | |
|----------|-------|----------|-------|
| | 生命保険 | 損害保険 | 合計 |
| 技術的準備金 | 8,025 | 744 | 8,769 |
| 総計上収入保険料 | 842 | 453 | 1,295 |

2 LTG 措置及び株式リスク措置の適用状況(全体)

ソルベンシーⅡ対象の 2,912 社のうち、25.3%にあたる 737 社が、MA、VA、TRFR、TTP、DBER

³ 以下の図表等において、会社数と述べるとき、1つの会社が異なる事業で各措置を適用している場合等もあり、必ずしも「会社数」を表しているとは限らないが、報告書の概要の結果が示すものに影響を与えないと考えられるため、「会社数」という表現を使用している(次回以降のレポートでも同様)。



ーッセノ共磁研空間

のいずれかの措置を適用している。これらの会社は23カ国にわたっており、8カ国(エストニア、クロアチア、アイスランド、リトアニア、ラトビア、マルタ、ポーランド、スロベニア)からの会社は、いずれの措置も適用していない。なお、いずれかの措置を適用している会社の割合については、生命保険会社で50.8%、生損保兼営会社で47.0%であり、損害保険会社の13.7%、再保険会社の7.8%に比較して、相対的に高くなっている。なお、前回の報告書との比較では、再保険会社を除いて、この割合は若干低くなっている。

また、これを技術的準備金の比率で見ると、全体の 9,125 十億ユーロのうち、6,767 十億ユーロ、74.2% (生命保険だけでみれば 77.8%) の会社がいずれかの措置を適用している。

MA VA TRER TTP DRERの適用状況(会社数)

| MA、VA、IRFR、IIP、DDEROD迴用1人加云性效/ | | | | | |
|--------------------------------|-----------------|---------------|--------|--|--|
| | いかなる措置も 適用せず | 何らかの措置を 適用 | 合 計 | | |
| 生命保険会社 | 293 | 303 | 596 | | |
| 工师休陕云江 | 49.2% | 50.8% | 100.0% | | |
| 損害保険会社 | 1,398 | 222 | 1,620 | | |
| 1月 古 休 佚 云 11 | 86.3% | 13.7% | 100.0% | | |
| 生損保兼営会社 | 213 | 189 | 402 | | |
| 工技体术名云社 | 53.0% | 47.0% | 100.0% | | |
| 五月除春井 | 271 | 23 | 294 | | |
| 再保険会社 | 92.2% | 7.8% | 100.0% | | |
| 合 計 | 2,175 | 737 | 2,912 | | |
| 合 計 | 74.7% | 25.3% | 100.0% | | |

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(技術的準備金)

(単位:十億ユーロ)

| | いかなる措置も 適用せず | 何らかの措置を 適用 | 合 計 |
|---------------|-----------------|---------------|--------|
| 生命保険事業 | 1,857 | 6,498 | 8,355 |
| 工叩体医学未 | 22.2% | 77.8% | 100.0% |
| 損害保険事業 | 501 | 269 | 770 |
| 担古体映争未 | 65.1% | 34.9% | 100.0% |
| 合 計 | 2,358 | 6,767 | 9,125 |
| | 25.8% | 74.2% | 100.0% |

3 | LTG 措置及び株式リスク措置の適用状況(措置別)

MA、VA、TRFR、TTP、DBER の措置別の適用状況は、以下の図表の通りとなっている。 (1)単体ベース

- ・VAは、最も多く696社(技術的準備金でのシェア66%、以下同様)が適用している。
- ・TTP は、次に多く 162 社(24%) が適用している。
- ・MAは、34社(15%)が適用している。
- ・TRFR は、7社(0%)が適用している。
- ・DBER を適用したのは、1社(0%)のみである。
- ・損害保険会社は、VA を多く適用し、TTP も一定数が適用しているが、基本的には、各種の措置は、 技術的準備金が高水準な生命保険事業に対して、適用されている。

なお、MAは、英国やスペインの保険会社で適用されているため、会社数の割に、技術的準備金の シェアは大きくなっている。

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数)

| | VA | TTP | MA | TRFR | DBER |
|---------|-----|-----|----|------|------|
| 生命保険会社 | 273 | 110 | 20 | 4 | 0 |
| 損害保険会社 | 220 | 11 | 0 | 0 | 1 |
| 生損保兼営会社 | 179 | 40 | 13 | 2 | 0 |
| 再保険会社 | 24 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 合 計 | 696 | 162 | 34 | 7 | 1 |

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数)(2017年報告書)

| | VA | TTP | MA | TRFR | DBER |
|---------|-----|-----|----|------|------|
| 生命保険会社 | 276 | 109 | 22 | 2 | 1 |
| 損害保険会社 | 236 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 生損保兼営会社 | 192 | 41 | 16 | 3 | 0 |
| 再保険会社 | 26 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合 計 | 730 | 163 | 38 | 6 | 1 |

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数の比率)

| | VA | TTP | MA | TRFR | DBER |
|---------|-----|-----|----|------|------|
| 生命保険会社 | 46% | 18% | 3% | 1% | 0% |
| 損害保険会社 | 14% | 1% | 0% | 0% | 0% |
| 生損保兼営会社 | 45% | 10% | 3% | 0% | 0% |
| 再保険会社 | 8% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合 計 | 24% | 6% | 1% | 0% | 0% |

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(技術的準備金でのシェア)

| | VA | TTP | MA | TRFR | DBER |
|--------|-------|-------|-------|------|------|
| 生命保険事業 | 62.7% | 24.5% | 14.9% | 0.2% | 0.0% |
| 損害保険事業 | 3.0% | 0.3% | 0.1% | 0.1% | 0.0% |
| 合 計 | 65.7% | 24.8% | 15.0% | 0.3% | 0.0% |

(2)グループベース

なお、措置の適用状況をグループ別にみてみると、以下の通りとなっている。

ソルベンシー Π の対象となる 363 の EEA 保険グループのうち、207 のグループがいずれの措置も適用せず、残りの 156 のグループが何らかの措置を適用している。そのうち、138 のグループが VA を適用し、77 のグループが TTP を適用し、21 のグループが MA を適用している。 TRFR は 3、DBER は 1 の保険グループによって適用されている。

グループのいずれかの会社が措置を適用している場合に、措置が適用となるため、単体のケースに 比べて、措置適用グループの比率は高くなっている。

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(グループ数)

| | 全体 | VA | TTP | MA | TRFR | DBER | 措置適用無し |
|---------|------|-----|-----|----|------|------|--------|
| EEAグループ | 363 | 138 | 77 | 21 | 3 | 1 | 207 |
| 同比率 | 100% | 38% | 21% | 6% | 1% | 0% | 57% |

4 複数の措置の適用状況

複数の措置の適用状況については、以下の通りとなっている。

TTP と VA の併用会社が 124 社と最も多く、技術的準備金の市場シェアでは 17 %となっている。 TTP と MA の併用会社は 28 社であるが、英国の保険会社が多く適用している影響により、技術的 準備金の市場シェアでは 13%と高くなっている。

複数の措置の適用状況

| | 会社数 | | 市場シ (技術的準 | |
|---------|-----|-----|--------------|-----|
| TTPŁMA | | 28 | | 13% |
| TTPとVA | | 124 | | 17% |
| TRFRŁVA | 6 | | | 0% |

5 | 株式リスクチャージの対称調整の適用状況

株式リスクチャージの対称調整の適用状況については、以下の通りとなっている。

前回の報告書との関係では、株式リスクをカバーしない部分内部モデルの適用会社数が減少し、それらの会社の市場シェアも 10%から 3%に大きく低下している。

株式リスクチャージの対称調整

| 13124 33 1 3 3 1 | 会社数 | 市場シェア |
|-------------------------|-------|----------|
| | 五江奴 | (技術的準備金) |
| 標準式 | 2,726 | 60% |
| 株式リスクをカバーし ない部分内部モデル | 40 | 3% |
| 合 計 | 2,766 | 63% |

6—全体的な状況(各種措置の SCR 比率や技術的準備金等への影響)

これらの措置が SCR 比率や技術的準備金等に与える影響については、以下の通りとなっている。

1 | 前提

このレポートを作成するために必要なデータを収集するために、2つのアプローチが使用された。 EIOPA は、2018 年に NSAs に送付された専用の定量的報告テンプレートを通じて、2017 年 12 月 31日のMA、VA、TRFR及びTTPの影響に関する情報を収集した。収集された情報は、これら4つ の措置の影響の一貫した分析を可能にする。影響が会社から直接報告されていない SA については、 定量的報告テンプレートから抽出されたデータに基づいて分析が行われている。

補外に関しては、情報は情報要求を通じて収集された。要求の範囲は、キャッシュフローの臨界値 を超える生命及び生損保兼営会社に限定されていた。したがって、会社の財務状況への補外の影響に ついて EIOPA が入手できる情報は、限られているが、ソルベンシーの状況が措置によって著しく影 響を受ける会社の代表として考えられている。

DBER に関しては、2017 年 12 月 31 日現在、1 つの保険会社のみがこの措置を使用していた。こ のため、このセクションの残りの部分では、補外、MA、VA、TRFR、及びTTP についてのみ説明す る。提示された結果は 2017 年 12 月 31 日の参照日に関連している。最後に、ERP は、定義により、 会社の財務状況に直接的な影響を及ぼさない。

2 |措置を非適用とした場合の一般的な財務状況への影響

これらの措置を非適用とした場合の影響については、以下の通りとなる。

①技術的準備金

MA、VA 及び TRFR を非適用とすると、通常、技術的準備金の計算に使用される関連するリスク フリー金利が低下し、その結果、殆どのケースで、より高い割引効果によって技術的準備金が増加す る。措置の割引効果とは別に、例えば有配当保険の任意給付(将来配当)の金額について、技術的準 備金において設定されるいくつかの前提に影響を与えるかもしれない。

TTP は直接、技術的準備金の金額に影響を与える。それを非適用とすると、通常、技術的準備金の 金額が増える。

②技術的準備金以外の資産・負債項目

措置の非適用によって技術的準備金が増加する場合、負債におけるこの増加はしばしば正味繰延税 金負債の減少を伴う可能性がある。

③SCR 及び MCR

措置の非適用は、SCR と MCR (Minimum Capital Requirement: 最低資本要件)の計算の一部 に異なる方向で影響を与える可能性がある。一部の部分は、措置の適用によって全く影響を受けない 場合もあるが、他の部分に対しては、資本要件の増加又は減少が起こる。措置を非適用とした後の資 本要件の増加は、特に、技術的準備金が資本要件を捕捉することを目的としているリスクの規模の尺 度として使用されている場合に起こる。資本要件は、措置の非適用が技術的準備金の将来任意給付の 金額を減少させる場合に、技術的準備金の高い損失吸収能力を通じて増加するかもしれない。同様の

効果は、繰延税金が措置の非適用で減少する場合に、繰延税金のより高い損失吸収能力を通じて資本 要件が増加する場合もある。

通常、措置を非適用とすると SCR と MCR が増加する。

④自己資本

技術的準備金の増加は自己資本の減少につながる。 技術的準備金のわずかな相対的増加は、特に 生命保険会社において、自己資本の大幅な相対的減少につながる可能性がある。 通常の生命保険会 社の場合、自己資本と技術的準備金の比率は 1/10 である。 したがって、技術的準備金の 1%の増加 は、10%の自己資本の減少をもたらす。 この比較は、技術的準備金の変化が自己資本の金額に直接 影響を与える場合にのみ基づいている。 この影響は、繰延税金負債の減少による間接的な影響によ って軽減される可能性がある。

したがって、措置の非適用によって引き起こされる SCR と MCR の変化は、資本要件に依存するこれらの自己資本に対する制限があることから、これらの資本要件をカバーする適格自己資本に影響を与える。

通常、措置を非適用とすると、自己資本の金額は減少する。

⑤まとめ

結局、財務状況の様々な項目に対する典型的な影響を要約刷ると、下記の図表の通りとなる。措置 が非適用になった場合に関係する項目が増加(又は減少)する可能性が高い場合、矢印は上(又は下) になる。

財務状況への影響の要約

| 項目 | MA,VA,TRFR,TTP非適用による通常の影響 |
|----------------------|---------------------------|
| 技術的準備金 | 7 |
| 正味繰延税金負債 | X |
| 適格自己資本 | N N |
| SCR&MCR | 7 |
| 将来配当給付と繰延税金負債の損失吸収能力 | J |

3 実際の影響額

MA、VA、TRFR 及びTTP の措置が EEA 市場全体に与える絶対的な影響を、全ての単体会社及び全てのグループについて、個別に以下の表に示している。

市場全体(グループ及び単体)において、これらの措置を非適用とすると、技術的準備金の額が 1,760 億ユーロ増加する。SCR をカバーするための適格自己資本は、1,260 億ユーロ減少する。 SCR は 640 億ユーロ増加する。

前回の報告書と比較して、措置を非適用とすることの影響は減少した。これは全ての措置に当てはまるが、観察された減少の主な要因である VA には特に当てはまる。これは、2017 年 12 月 31 日の VA は 4 bps であったのに対し、2016 年 12 月 31 日の VA は 13 bps だったことによる。

なお、グループ会社だけで見た場合には、措置を非適用とすると、技術的準備金の額が 1,540 億ユーロ増加する。SCR をカバーするための適格自己資本は、1,080 億ユーロ減少する。 SCR は 680 億ユーロ増加する。

| _ | | | | | | | | | | |
|---|-----------|----------------------------------|----------------|------------|------------|-------------|--------------|---------------------------|-----------------------------|-------|
| | | MANATOED | 措置を非適用とした場合の影響 | | | | | MA,VA,TRFR、 | MA,VA,TRFR、 | |
| | | MA,VA,TRFR、 TTPを適用した 場合の金額 | TTP | TRFR | VA | MA | 全ての措置 (A) | TTPを適用しな い場合の金額 (B) | TTPの適用に よる影響度 (A)/(B) | |
| | 技術的準備金 | 9,125 | 119 | 1 | 13 | 43 | 176 | 9,301 | | 1.9% |
| | 基本自己資本 | 1,601 | ▲83 | ▲ 1 | ▲ 7 | ▲35 | ▲127 | 1,475 | | ▲8.6% |
| | 負債超過資産 | 1,554 | ▲ 91 | ▲ 1 | ▲ 8 | ▲36 | ▲137 | 1,417 | | |
| | 制限付自己資本 | 19 | ▲ 6 | 0 | ▲ 1 | ▲2 | ▲9 | 10 | | |
| | SCR適格自己資本 | 1,614 | ▲ 84 | ▲ 1 | ▲ 5 | ▲36 | ▲126 | 1,488 | | ▲8.5% |
| | Tier1 | 1,510 | ▲ 86 | ▲ 1 | ▲ 7 | ▲ 36 | ▲130 | 1,380 | | |
| | Tier2 | 96 | 1 | 0 | 1 | ▲ 1 | 1 | 97 | | |
| | Tier3 | 8 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 | 11 | | |
| | SCR | 675 | 6 | 0 | 24 | 34 | 64 | 739 | | 8.7% |
| | MCR適格自己資本 | 1,530 | ▲ 86 | ▲ 1 | ▲ 7 | ▲ 36 | ▲129 | 1,401 | | ▲9.2% |
| | MCR | 236 | 2 | 0 | 6 | 8 | 16 | 253 | | 6.3% |

^(※)制限付自己資本は、リングフェンスとマッチングポートフォリオによるもの

各種措置の適用による影響額(グループ全体)

(単位・十億ユーロ)

| | MA,VA,TRFR、 | 措置を非適用とした場合の影響 | | | | | MA,VA,TRFR、 | MA,VA,TRFR、 | |
|-----------|-------------------|----------------|------|------------|-------------|----------------------|--------------------|------------------|--------|
| | TTPを適用した 場合の金額 | TTP | TRFR | VA | MA | 全ての措置 <u>(</u> A) | TTPを適用しな い場合の金額 | TTPの適用に よる影響度 | |
| 技術的準備金 | 7,767 | 97 | 0 | 13 | 43 | 154 | 7,921 | | 1.9% |
| 基本自己資本 | 931 | ▲ 69 | 0 | ▲ 4 | ▲36 | ▲108 | 823 | | ▲13.1% |
| 負債超過資産 | 972 | ▲ 72 | 0 | ▲ 6 | ▲37 | ▲ 115 | 857 | | |
| 制限付自己資本 | 13 | ▲2 | 0 | 8 | ▲2 | 4 | 17 | | |
| SCR適格自己資本 | 1,024 | ▲ 69 | 0 | ▲ 2 | ▲37 | ▲ 108 | 916 | | ▲11.8% |
| Tier1 | 906 | ▲ 70 | 0 | ▲3 | ▲ 38 | ▲ 111 | 795 | | |
| Tier2 | 109 | 0 | 0 | 0 | 0 | (| 109 | | |
| Tier3 | 9 | 1 | 0 | 1 | 1 | (| 12 | | |
| SCR | 499 | 5 | 0 | 27 | 35 | 68 | 567 | | 12.0% |

^(※)制限付自己資本は、リングフェンスとマッチングポートフォリオによるもの

措置別に見ると、技術的準備金や適格自己資本では TTP による影響額が最も大きく、MA がこれに続いている。一方で、SCR では MA の影響額が最も大きく、VA がこれに続いている。

4 | SCR 比率への影響 (EEA 全体及び国別)

MA、VA、TRFR、TTPのうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースでみると、措置の非適用によるSCR比率への影響は、EEA全体及び国別に、次ページの図表の通りとなっている。EEA全体では、SCR比率は、適用前の231%から172%に59%ポイント低下する。

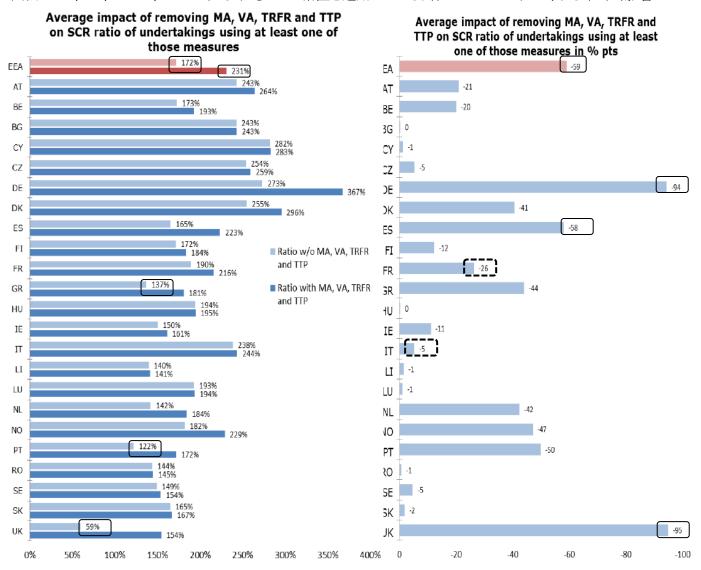
これを国別に見てみると、低下する絶対的な「%ポイント」水準が最も大きいのは英国で、154%から 59%に 95%ポイント低下する。次がドイツで、<math>367%から 273%に 94%ポイント低下する。スペインは <math>223%から 165%に 58%ポイント低下する。一方で、主要国では、フランスは <math>216%から 196% への 26%ポイントの低下、イタリアは <math>244%から 238%への 5%ポイントの低下に留まっている。

影響度を割合で見てみると、英国が 154%から 59%へと、適用時の 38%の水準に低下して、他の国々に比べて、はるかに大きな影響を受けている。これに続くのはポルトガルで 172%から 122%に 71%の水準に低下する。なお、前々回の報告書では英国に次いで影響度が大きかったドイツは、前々回の報告書での 47%、前回の報告書での 67%に比べて、74%の水準で、影響度が低下してきている。

なお、英国の SCR 比率は、各種措置の非適用ベースでは、59%と 100%を下回り、加盟国中の最低 水準となる。なお、前回の報告書では、各種措置の非適用ベースで 86%と報告していたポルトガルは 今回の報告書では 122%と 100%を上回る水準を報告している。

また、各国とも、前回の報告書に比べて、各種措置の非適用ベースの影響度が低下しており、また各種措置の非適用ベースの SCR 比率も高いものとなっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を適用している会社の SCR 比率に対する平均的影響



5 | SCR 比率への影響(会社別)

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースでみると、措置の 非適用による SCR 比率への影響は、会社別に、次ページの図表の通りとなっている。

図中の各点は1つの会社を表しており、各会社の種類は点の色で示されている。横軸は、措置MA、VA、TRFR 及びTTP を非適用としたSCR 比率である。全ての措置の影響を考慮したソルベンシー比率(現在のSCR 比率)は縦軸に示されている。会社がソルベンシーIIに基づいて保有することが要求されるSCR 比率 100%は、追加の垂直線及び水平線によって示されている。実線の対角線は、措置の影響を受けない会社に対応している。このラインにある会社は、措置の有無にかかわらず同じ

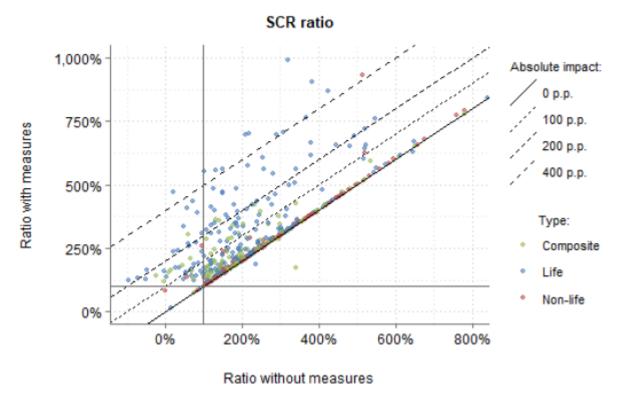
SCR 比率を有する。対角線から離れるほど、措置の影響が大きくなる。破線の対角線は、SCR 比率 に対する 100、200、400%ポイントの影響に対応している。

これによると、少なくとも1つの措置を適用している会社の80%で、その影響は0と100の%ポイントの範囲内にある。

措置の適用が無かった場合、7%の会社(51 社で EEA 全体の技術的準備金の 13%に相当)の SCR 比率は 100%を下回っていた。さらに、1%の会社(7 社で EEA 全体の技術的準備金の 1%に相当)で SCR をカバーする適格自己資本がマイナスになっていた。

これらの数値も前回の報告書に比べて、大きく改善の方向となっている。

図表 措置適用有無による SCR 比率の変化(会社別)の分布状況



6 |適格自己資本や SCR への影響

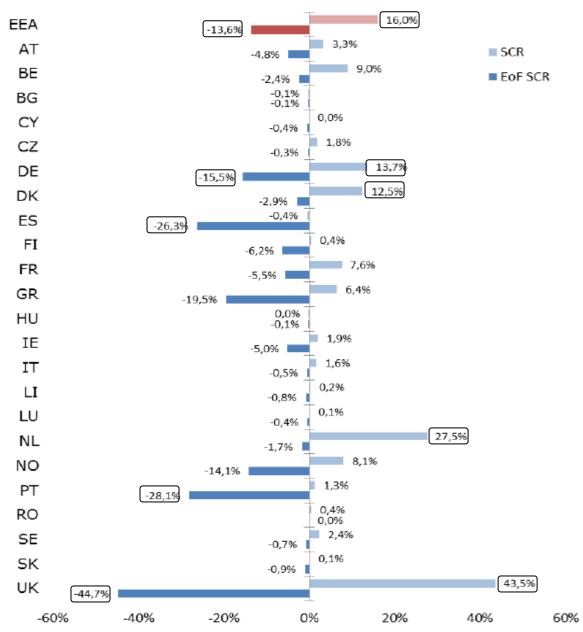
MA、VA、TRFR、TTPのうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースで、措置の非適用による適格自己資本やSCRへの影響については、次ページの図表の通りである。

EEA 全体では、適格自己資本は 14%減少し、SCR は 16%増加する。

国毎に、適格自己資本と SCR のそれぞれの影響度は、どの措置を適用しているのかによって異なってくる。英国はいずれの影響度も 40%以上と極めて高くなっており、ドイツの影響度も両方とも 2 桁となっている。一方で、フランスの影響度は 1 桁であり、イタリアにおいては、それぞれの影響度が 1.6%及び▲0.5%と極めて低いものとなっている。さらに、スペインやポルトガルは SCR の影響度は低いが、適格自己資本への影響度は高い。一方で、デンマークやオランダは SCR への影響度は高いが、適格自己資本への影響度は低くなっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を適用している会社の SCR 適格自己資本及 び SCR に対する平均的影響

Average impact of removing MA, VA, TRFR and TTP on eligible own funds to cover the SCR (EoF SCR) and SCR of undertakings using at least one of those measures

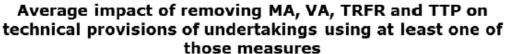


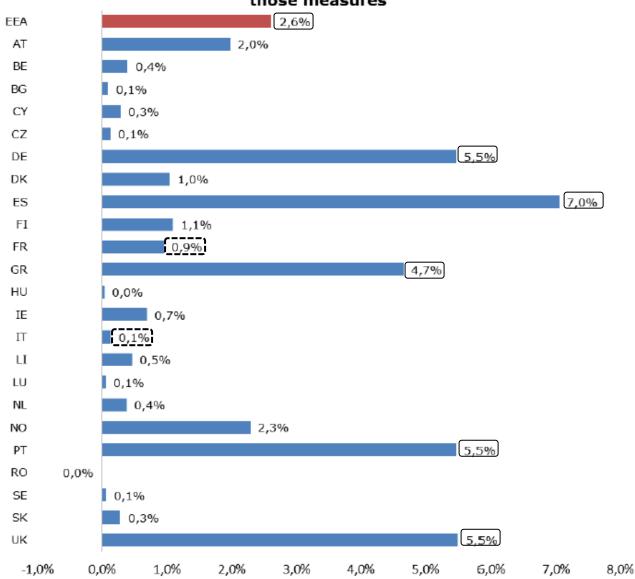
7 | 技術的準備金への影響

MA、VA、TRFR、TTPのうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースで、措置の非適用による技術的準備金への影響については、次ページの図表の通りとなっている。

これによれば、EEA 全体で、2.6%の増加となるが、国別の内訳では、スペインが 7.0%で最も高い 影響を受けており、次がドイツとポルトガルと英国で 5.5%、ギリシアが 4.7% と続いている。 一方で、フランスは0.9%、イタリアは0.1%と影響が低くなっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTPの少なくとも1つの措置を適用している会社の技術的準備金に対する 平均的影響





8 | 影響のまとめ

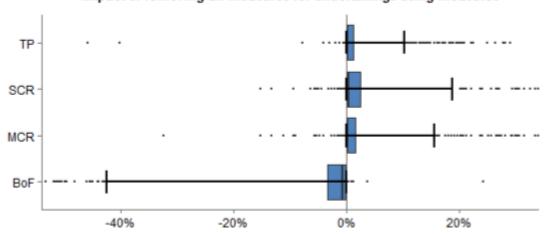
MA、VA、TRFR、TTPのうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースで、措置の非適用による影響をまとめると、次ページの図表の通りとなる。

ここに、青のボックスのボトムが 25 パーセンタイルを、トップが 75 パーセンタイルを、黒い帯が 50 パーセンタイルを示している。一方で、線の両端の黒い帯は 10 パーセンタイルと 90 パーセンタイルを示し、その外部は 10 パーセンタイルより低い、又は 90 パーセンタイルより高い外れ値を点で示している。

これによれば、例えば、BoF (Basic Own Fund: 基本自己資本) への影響については、措置の非適用は、約 90%のケースで BoF の減少をもたらし、75%のケースで少なくとも 0.1%、50%のケースで少なくとも 0.7%、25%のケースで少なくとも 3.4%の BoF の減少をもたらす。

一般的に、全ての関連変数は歪んだ分布とかなりの数の異常値を示していることがわかる。昨年と 比較して、全ての変数の分布はあまり分散されていない。

図表 措置を適用している会社で全ての措置を非適用とした場合の影響



Impact of removing all measures for undertakings using measures

7-まとめ

以上、EIOPA の報告書に基づいて、ソルベンシーⅡにおける LTG 措置や株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財務状況に及ぼす影響について、全体的な状況の概要を報告してきた。

これにより、移行措置を含む LTG 措置が、欧州保険会社によって幅広く適用され、SCR 要件の遵守において重要な役割を果たしていることが明らかになっている。今回の報告書の中では、まとめて LTG 措置として分類されているが、MA や VA のようないわゆる「狭義の LTG 措置」と、TRFR や TTP のような「移行措置」とは、その意味合いが異なっており、これらを分けて、その影響を考えていく必要がある。移行措置の適用による影響が大きい国の保険会社は、移行期間中に計画的に適切な対応を行っていくことが求められることになる。

次回のレポートでは、報告書の主として第3のセクションから、UFRの使用、MA及びVAの適用 状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する。

以上